

○洲本市補助金等交付制限検討委員会規程

令和元年5月10日訓令第1号

洲本市補助金等交付制限検討委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、洲本市税等の滞納者に対する補助金等の交付の制限に関する規則（令和元年洲本市規則第1号）第6条の規定に基づき、洲本市補助金等交付制限検討委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務等)

第2条 委員会は、本市における公平かつ公正な補助金等の交付の推進並びに市税等の収入未済額の縮減及び滞納額の抑制に必要な施策の企画及び立案並びに総合調整に関する事務をつかさどる。

2 委員会は、前項に規定する任務の達成のため、市税等の滞納者に対する補助金等の交付の制限の実施に関し、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 滞納者に対して補助金等の交付を制限する市の歳入金の決定に関すること。
- (2) 滞納者に対して交付を制限する補助金等の対象及び非対象の決定に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、委員長が必要と認めた事項に関すること。

3 委員会は、その所掌事務の遂行に当たっては、洲本市債権回収連絡推進会議と連携を図り、情報の共有に努めるものとする。

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は、洲本市副市長事務分担規則（平成18年洲本市規則第177号）第2条第1項第1号に規定する副市長をもって充てる。

3 副委員長は、洲本市副市長事務分担規則第2条第1項第2号に規定する副市長をもって充てる。

4 委員は、企画情報部長、総務部長、財務部長、市民生活部長、健康福祉部長、産業振興部長、都市整備部長、教育次長及び部に置かれる参事並びに五色総合事務所長をもって充てる。

5 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

6 委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。

(議事)

第4条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 前項の場合において、急を要する事項、軽易な案件その他委員長が必要と認めるものについては、持回り審議によることができる。

(資料の提出等の要求)

第5条 委員会は、必要があると認めるときは、関係職員に対し、資料の提出、意見の陳述、説明その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、財務部行革推進室において処理する。

(補則)

第7条 この規程に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この訓令は、洲本市税等の滞納者に対する補助金等の交付の制限に関する規則の施行の日(令和元年5月10日)から施行する。